

意見聴き取り調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

1 総合評価方式(評価項目・配点・評価基準)について

評価項目及び配点等の見直しについて、ご意見等ございましたらお聞かせ下さい。

(福島県測量設計業協会)

総合評価方式は、評価項目が固定されることから受注者が偏りやすく、従業員が少ない地元中小企業は受注しにくい状況にあります。一方、県民の安全・安心を確保していくためには、地域の実情に精通し知識と技術を蓄積した地元企業の存在は欠かせないものです。そのため、当協会では研修会を定期的を開催するとともに、資格取得を推奨し技術の向上に励んでいます。また、県と災害協定を締結するなど緊急時の出動に備えているところです。このように、測量設計業協会の会員は地方における雇用の確保はもとより災害時の緊急出動など地域の振興と安全安心の確保へ積極的な貢献をしています。

これらの実情を踏まえ総合評価方式においては、地元精通し地域貢献を目指す企業の評価がより高くなるよう願います。具体的項目に対する意見は次のとおりです。

1 企業の技術力に対する評価の品質管理能力について

ISO9001が示されていますが、中小企業ではその認証の取得及び継続が困難な者も多いことから、過去の業務成績の状況やCPD取得状況など中小企業でも評価される事項の選択となるよう見直し願います。

2 企業の地域社会に対する貢献度に対する評価について

地元に住居する者を雇用している企業や地元への災害対応実績などの地元への貢献を、より高く評価するよう願います。

(福島県地質調査業協会)

新規卒業者を雇用した場合の評価項目の検討を願います。

(福島県建築士事務所協会)

評価項目の対象に、「消防団加入」の他にも地域貢献の項目を増やす必要があると思います。例えば、学生のインターンシップ協力を通じて設計事務所の仕事内容を知ってもらうこと、各種団体を通じて子供たちに建築の楽しさを知ってもらう事業、事務所としての町内会行事へ参加すること等も立派な地域貢献であり、評価項目に加えることをお願いします。

2 電子入札・電子閲覧について

福島県では電子入札システムと電子閲覧システムを運用していますが、それぞれの閲覧方法や環境設定方法等について、ご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

(福島県地質調査業協会)

電子閲覧システム利用時間が平日のみとなっておりますが、土日等も閲覧できるよう願います。

(福島県建築士事務所協会)

福島県の入札について 未だ現地での閲覧・入札方式をとっている物件があります。時間と軽費の削減、新型コロナウイルス感染症対策等を考慮し、すべての入札を電子化にするようお願いします。

(日本建築家協会東北支部福島地域会)

設計管理部門の入札に対して電子入札を採用頂いていますことに感謝申し上げます。ただ、まだまだ少数案件にしか採用されていない状況です。特に今般のコロナ禍における電子入札は有効と考えますし、今後は標準的に電子入札を採用して頂けることを希望します。

3 応札環境（入札不調対策含む）について

貴団体における応札環境の現在の状況、及び復興・創生期間後の展望についてお聞かせください。

また、復興・創生期間後の展望に関連して、県の入札制度に対するご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

（福島県測量設計業協会）

復興創生期間の終了による、事業規模の縮小の不安は大きいものがあります。さらに、レーザー測量、3D設計など新技術への対応や新型コロナウイルス感染症予防対策や労働環境改善への投資は必須であり将来の経営環境は非常に厳しいと考えています。

一方で、高度成長期に整備された公共施設の老朽化が進んでいることや、頻繁に発生する大規模災害やその社会的影響が大きくなるなかで、国土強靱化が進められており、今後も測量設計業の必要性も高いと考えています。

業界としては、維持管理や国土強靱化等の調査設計技術の研鑽やICTの積極的な導入など企業努力を進めるとともに、工期の平準化などについて発注者の理解を得ながら労働環境の改善に取り組み、地域の発展と安全安心を守る業界として継続できるよう努力してまいりたいと考えています。

公共施設は、地域住民の命と生活を守る重要な施設であり、その設計は地域の気候、文化、歴史を熟知している地元企業が行うのが最も丈夫で使い勝手が良いものができることや、災害時の即応体制を維持するためにも地元企業が必要であることから、県の入札制度においては、地元企業を重視されるよう要望いたします。

（福島県地質調査業協会）

今後も指名競争入札での入札方法を採用されるよう願います。

（福島県建築士事務所協会）

年度末に履行時期が集中することから、債務負担行為や繰越明許費の活用により複数年契約を増やすなど、履行時期の平準化を図るようお願いいたします。

また、大規模な建物の設計は中央の大手設計事務となりやすいので、地元企業の雇用継続や地元設計事務所のボトムアップ等を考慮し、中央の大手設計事務とのJV方式を原則とするようお願いいたします。

（福島県建築設計協同組合）

復興事業の縮小を踏まえた今後の見通しについては、すでに先行きが見えず将来経営を考慮し、廃業や事務所規模の縮小が見られます。これらの傾向はこれまで以上に加速すると思われま

す。特に、地元設計事務所の入札参加者が減少する一方で、地元以外の入札参加者による低入札価格での落札者決定が顕著になっています。本来、市場は需要と供給のバランスで成り立っており、設計業界も同様でその地域の市場規模の大小により地元設計事務所数が異なります。同時期に集中して多くの設計等を入札する場合や南会津・相双管内のように、地元設計事務所が少なく大規模物件に対応できない場合（地元の実績のある企業がない場合）を除き、中小規模設計業務にまで一律に一定数の入札参加者を確保するため他管内から指名業者を参加させる必要があるのでしょうか。県内7つの生活圈域ごとの地場産業育成の視点にも配慮するようお願いいたします。

次に、価格競争方式を採用する入札制度ですが、公表されている昨年度入札結果を見ると工事は90%を上回る平均落札率となっている一方で、建築・土木設計では80%下回る落札率で受注している案件や市町村発注事例では入札額同額で抽選による受注者の決定も見受けられます。受注業務量の減少に伴い最低制限価格ラインでの落札者決定の傾向が加速される中で、国が推進する「働き方改革」を踏まえ、一定の雇用環境水準を確保するためにも、工事と同様に最低制限価格のさらなる引き上げと市町村への啓発をお願いします。

また、より良い成果品が納品できるよう、過去の受注実績や成績評定表（受託者の業務評価）の点数等が活かせる設計者の選定や過度なダンピングによる成果品不良、工期の未厳守など不適格受注者のモラル向上を図るために、県建築技術部局と建築設計関係団体との意見交換の場（相互理解を深める定期的な懇談会）の設置をお願いします。

4 その他

その他、県の入札制度に対するご意見・要望等がございましたらお聞かせください。

（福島県測量設計業協会）

3に同じ。

（福島県上下水道コンサルタント協会）

当協会の会員は地元の小規模コンサルタントが主体であるために、県発注の委託業務において、求められる要件を満たす実績・資格要件が満たせない場合が多々あります。

資格要件の充足には協会として、また、会員各社において持続的な努力の継続を行ってまいりますが、実績の構築には県ご当局からのご配慮もお願いしたいと考えております。

具体的には、地元精通したコンサルタントの利点を最大限引き出すため、また、地場コンサル技術力向上の継続のためにも、県発注業務の受注は極めて効果的で大きな経験としたいところです。

ぜひとも、実績・資格要件を緩和し地元コンサルタントが県の業務に参加できる仕組みづくりの構築にご尽力をお願い致します。

（福島県建築士事務所協会）

我々は主に県及び市町村の公共事業を行っておりますが、入札制度はバラバラで、事務的に大きな負担となっております。

地方分権とはいえ県が主体となり、各市町村の電子入札制度の推進、国が定めた建築設計等業務報酬基準（告示第98号）による予定価格の設定、ダンピング対策としての最低制限価格制度の導入等、積極的な指導により県内の入札制度を同じ方向性に統一するようお願い致します。

（福島県建築設計協同組合）

建築設計は法律（建築基準法：国交省告示第98号）に報酬規定が定められているように、価格競争になじまない性質の設計行為もあることを基本とした制度設計を進めるようお願いいたします。

特に、不特定多数の利用者を収容する新築施設や他用途への変更を伴う大規模改修等の建築設計は発注者の構想・計画を実現するために、与えられた設計条件を基に設計者の創意工夫と関係者の協力をもって施設空間構成を具体化するものであり、成果物があらかじめ特定できない業務と理解しています。

設計者の選定に当たっては、その施設整備目的や特性を踏まえ、発注区分（新設、大規模改修、小規模改修、耐震診断、耐震補強設計、積算等）に応じた発注方式（コンペ、プロポーザル、総合評価、価格競争）を活用していただきたいと考えます。

については、現状で価格競争を採用している入札方式の中で、設計者の企業実績や技術力を求めるものは、順次、条件付き競争入札（実績等）や総合評価方式への移行をお願いいたします。

また、告示98号又は旧告示15号に基づいた、設計・工事監理業務量の算定に係る「対象外業務率」の設定ですが、機械的に又は一方的に設定されているケースが多々見受けられますが、監督員の技術協力や関係資料の有無など実態に沿っていない対象外業務率となっている場合が多々あると感じます。実態にあった「対象外業務率」の設定を再考すべく、業務完了時や関係団体との意見交換の場などでヒアリングしていただくようお願いいたします。